資料３

参考資料

2018年10月19日
金融庁

仮想通貨を原資産とするデリバティブ取引（証拠金取引）

○　仮想通貨を原資産とするデリバティブ取引（証拠金取引）は、**顧客が業者に証拠金として金銭や仮想通貨を預託し、業者指定の倍率を上限にレバレッジをかけて仮想通貨の取引を行った後に反対取引を行い、金銭や仮想通貨の差分の授受により決済を行う取引**をいう。

○　現在、登録業者16社のうち7社が実施しており、国内の仮想通貨取引全体の約８割を占めている（現物取引は約２割にとどまっている）。

○　仮想通貨を用いた証拠金取引の例

第１回研究会･日本仮想通貨交換業協会提出資料より抜粋

２．国内での取引状況
２－２　仮想通貨取引量①（現物取引、証拠金・信用・先物取引）

通貨	現物取引	証拠金・信用・先物取引
平成26年度	24億円	2億円
平成27年度	607億円	270億円
平成28年度	1兆5369億円	1兆9790億円
平成29年度	12兆7140億円	56兆4325億円

※取引量順における主要5通貨を選定し、平成26年～平成30年の期間を対象としています。
※証拠金取引については想定元本ベースとしております。
※各年度（4月から翌年3月）の数値を合算して利用しています。

© 2018　一般社団法人日本仮想通貨交換業協会

第１回研究会･日本仮想通貨交換業協会提出資料より抜粋

２．国内での取引状況
２－２　仮想通貨取引量②（現物取引、証拠金・信用・先物取引）

平成29年度の現物取引と証拠金･信用・先物取引の状況

通貨	現物取引	証拠金・信用・先物取引
平成29年度	18.39%	81.61%

※証拠金・信用・先物取引内訳
証拠金取引：97.44%
信用取引　：　1.13%
先物取引　：　1.43%

※取引量順における主要5通貨を選定し、平成26年～平成30年の期間を対象としています。
※証拠金取引については想定元本ベースとしております。
※平成29年4月から平成30年3月の数値を合算して利用しています。

© 2018　一般社団法人日本仮想通貨交換業協会

仮想通貨を用いた証拠金取引に係る相談等の状況

○　仮想通貨を用いた証拠金取引に係る相談等の件数は、前年同期比で増加している。

○　平成30年の件数（376件）は、同時期の外国為替証拠金取引に係る相談等の件数（75件）より多い。

金融庁金融サービス利用者相談室に寄せられた仮想通貨証拠金取引に係る相談等の件数※1※2

※1 仮想通貨関連の相談等のうち、証拠金取引に係るものであることが明らかなもののみを抽出。
※2 仮想通貨関連の相談等の件数は、上記期間ごとにそれぞれ、543件⇒685件⇒1,141件⇒3,559件⇒1,602件⇒1,231件。
※3 平成30年1月、9月に、それぞれ国内業者による顧客資産の流出事案が発生。

主な相談等の内容

○システム上の不備に関するもの

＞ ロスカットが機能しない。

＞ ネット上で注文ボタンを押すタイミングから実際に注文が完了する時点までに乖離がある。

＞ 仮想通貨の価格低下局面等で注文が殺到する等した場合、システムが落ち注文できない。

○サービス内容の不明確さ等に関するもの

＞ 途中でサービス内容（レバレッジ倍率等）が変更される。

＞ 広告内容や取引規約と実際の対応に乖離（追証の有無等）がある。

日米欧のデリバティブ規定の定義の比較

国名	規定の概要	
	取引類型	原資産・参照指標
米国	規制される**取引類型は**、オプション取引、スワップ取引、先物取引等に**限定**。	**原資産・参照指標について包括的な規定**が置かれている。
EU		**原資産・参照指標について包括的な規定**が置かれている。
日本		**原資産・参照指標は、**政令で追加指定し得る枠組みとなっているが、**現状、有価証券、通貨、金利、気象指標等に限定**。

外国為替証拠金取引（FX取引）等に係る現行の行為規制等の概要

規制内容 ＼ 取引類型		デリバティブ取引（FX取引）		仮想通貨の売買・交換 ＜資金決済法＞
		市場	店頭	
行為規制	業務管理体制の整備	○	○	○
	誠実義務	○	○	－
	広告規制	○	○	－
	説明・書面交付義務	○	○	○
	虚偽告知の禁止	○	○	－
	不招請勧誘の禁止	－	○	－
	再勧誘の禁止	○	○	－
	損失補塡の禁止	○	○	－
	適合性の原則	○	○	－
	顧客情報管理	○	○	○
	システム管理	○	○	○
	証拠金規制	○	○	－
顧客資産管理	分別管理義務 （金銭信託）	○	○	△ （信託義務はなし）
	分別管理監査	－	－	○

【凡例】○：規制あり、△：一部規制あり、－：規制なし

仮想通貨の信用取引

○　**仮想通貨の信用取引は、顧客が業者に保証金として金銭や仮想通貨を預託し、業者指定の倍率を上限に業者から仮想通貨を借り入れ、それを元手として仮想通貨の売買・交換を行う取引をいう。**

○　**現在、登録業者16社のうち２社が実施している。**

○　仮想通貨の信用取引の例

（参考）仮想通貨に関するグローバルデータ（時価総額、価格）

○ 民間情報サイトによれば、世界で流通する仮想通貨は**2,000種類以上**で、時価総額は**約22兆円**

○ うち、ビットコイン等の**主要３仮想通貨で約16兆円**（全体の約70%）

● 仮想通貨の「時価総額」

※ 2018年10月12日現在

	時価総額	割合
ビットコイン（BTC）	12.3兆円	55%
イーサリアム（ETH）	2.2兆円	10%
リップル（XRP）	1.8兆円	8%
全体（2,071種）	22.5兆円	100%

● 主要な仮想通貨の「価格」の推移

● 仮想通貨の「時価総額」の推移

● 主要な仮想通貨の「時価総額」の推移

（出典：https://coinmarketcap.com）

（参考）ビットコインの価格の推移

（注） BTC：ビットコイン BCH：ビットコインキャッシュ

（出典：https://coinmarketcap.com）